

## 吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 2 月 20 日

リケン N P R 株式会社

株式会社リケン

2026年2月20日

## 吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

東京都千代田区三番町8番地1  
リケンNPR株式会社  
代表取締役会長兼CEO 前川 泰則

東京都千代田区三番町8番地1  
株式会社リケン  
代表取締役社長兼CEO兼COO  
前川 泰則

リケンNPR株式会社（以下、「吸収分割承継会社」という。）及び株式会社リケン（以下、「吸収分割会社」という。）は、2026年1月29日付で吸収合併契約書を締結し、効力発生日を2026年4月1日として、吸収分割会社の営業・技術開発・コーポレート部門に関する権利義務を吸収分割承継会社に継承させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことにしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の会社分割につき、本吸収分割に際して、分割対価の交付はありません。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 計算書類等に関する事項

##### (1) 吸収分割承継会社

###### ①最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書提出会社であり、最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

###### ②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

###### ③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

##### (2) 吸収分割会社

###### ①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

###### ②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

###### ③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

#### 5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割の効力発生後の吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割の効力発生後の吸収分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本吸収分割の効力発生後における吸収分割会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

#### 6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割の効力発生後の吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本吸収分割の効力発生後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示の開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上



## 吸収分割契約書

株式会社リケン（以下、「甲」という）及びリケンNPR株式会社（以下、「乙」という）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### （吸収分割の方法）

第1条 甲は、本契約に定めるところに従い、会社法第2条第29号に定める吸収分割により、甲の営業・技術開発・コーポレート部門（以下、「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

2. 本吸収分割当事者の商号及び住所は次のとおりである。

甲：吸収分割会社

商号：株式会社リケン

住所：東京都千代田区三番町 8-1 三番町東急ビル 3階

乙：吸収分割承継会社

商号：リケンNPR株式会社

住所：東京都千代田区三番町 8-1 三番町東急ビル 3階

### （効力発生日）

第2条 本吸収分割がその効力を生じる日（以下、「効力発生日」という）は、2026年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は、協議し書面による合意の上、これを変更することができる。

### （承継する権利義務）

第3条 乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

### （分割対価の交付及び割当て）

第4条 乙は、本吸収分割に際し、甲に対して、一切の対価を交付しないものとする。

### （増加すべき資本金及び準備金の額）

第5条 乙は、本吸収分割では、資本金及び準備金の額を増加しない。

(分割承認決議)

第6条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本吸収分割の実施に必要な機関決定、債権者保護手続きその他関連法令により必要となる手続きを行う。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意義務をもって、本件事業にかかる業務の執行及び財産の管理をするものとし、承継対象権利義務等に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙で協議の上、これを実行する。

(本契約の効力)

第8条 本契約は、甲及び乙の本吸収分割における適法な機関による承認が得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第9条 本契約に定めのない事項又はまたは本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議・解決するものとする。

本契約締結の証として本書を1通作成し、乙が原本を、甲が写しを保有する。

2026年1月29日

(甲) 東京都千代田区三番町8-1 三番町東急ビル3階  
株式会社リケン  
代表取締役社長 兼 CEO 兼 COO 前川 泰則



(乙) 東京都千代田区三番町8-1 三番町東急ビル3階  
リケンNPR株式会社  
代表取締役会長 兼 CEO 前川 泰則



別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する承継対象権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産については、2025年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1, 承継する資産

本件事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

商品、製品、

(2) 固定資産

土地、建物、建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具、備品、投資有価証券、退職給付に係る資産等

2, 債務（下記3に定めるものを除く）

本件事業に関して有する以下の債務

(1) 流動債務

リース債務

(2) 固定債務

借入金、リース債務

3, 雇用契約その他の権利

(1) 本件事業に関して甲が取引先との間で締結している全ての契約上の地位及び権利義務。

(2) 甲の全ての従業員との雇用契約及びこれに基づき発生した権利義務

以上

## 事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における日本及び世界経済は、総じて緩やかな成長を持続しているものの、各国でのインフレ動向や中国経済の減速、米国の政策動向、地政学リスクなど、依然として先行きが見通しにくい状況で推移しました。

当社グループと関連の深い自動車産業におきましては、認証不正問題等により日本国内の自動車生産台数は減少しましたが、中国市場の成長によりグローバルの自動車生産台数はほぼ前年並みとなりました。なお、中国においては、BEVをはじめとした電動車の伸長により自動車生産台数は増加したものの、内燃機関搭載車の生産は軟調が続いております。

このような状況のなか、当事業年度における当社の売上高は、為替が円安方向に推移したこと等により、54,181百万円となりました。損益面におきましては、原材料費高騰や労務費上昇等の売価反映を進めたことや原価低減活動の効果等により、営業利益は2,417百万円、経常利益は海外の持分法適用会社の利益等により7,413百万円、当期純利益は減損損失の計上等により6,303百万円となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度に当社が実施しました設備投資の総額は1,561百万円となりました。

## (3) 資金調達の状況

24年度は、資金返済のため1,449百万円減少しております。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

## ① 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第98期 2021年度	第99期 2022年度	第100期 2023年度	第101期 (2024年度) 【当事業年度】
売上高(百万円)	51,080	51,909	54,171	54,181
経常利益(百万円)	4,172	7,285	9,057	7,413
当期純利益(百万円)	3,784	5,625	6,810	6,303
1株当たり当期純利益(円)	378.84	562.27	677.63	627.12
総資産額(百万円)	72,293	77,027	90,351	81,318
純資産額(百万円)	47,869	53,272	59,082	62,060
1株当たり純資産額(円)	4,775.90	5,295.07	5,878.51	6,173.82

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

会社名	当社との関係
リケンNPR株式会社	当社と日本ピストンリング(株)の経営統合に伴い設立された統括会社で、議決権比率100%を保有する支配株主であります。

## ② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社リケンキャストック	200百万円	100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
株式会社リケン環境システム	100百万円	100.0%	電波暗室設備の製造
株式会社リケンヒートテクノ	30百万円	100.0%	電熱線及び工業炉の製造
日本継手株式会社	99百万円	76.6%	配管用継手等の製造
株式会社シンワパネス	30百万円	90.0%	工業用ヒーター等加熱機器及び部品の設計・開発・製造
P.T.パカルティリケン インドネシア	4,150百万ルピア	40.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研汽車配件（武漢）有限公司	19,000千米ドル	100.0%	自動車関連部品の製造
リケンメキシコ社	370百万ペソ	100.0%	自動車関連部品の製造
リケンオブアメリカ社	250千米ドル	100.0%	当社製品の北米地区の販売
ユーロリケン社	664千ユーロ	100.0%	当社製品の欧州地区の販売

(注) 出資比率は間接所有を含みます。

#### (6) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、ピストンリング、カムシャフトを始めとした自動車・産業機械部品、鋼管用継手を中心とした配管建設機材事業、電熱線等のその他産業向け製品の製造・販売を主要な事業（下記参照）としており、国内及び海外にてグローバルに展開しております。

自動車・産業機械部品事業…………… エンジン部品（ピストンリング、カムシャフト等）  
 ミッション部品（シールリング、デフケース等）  
 足まわり部品（ナックル、ブレーキキャリパー等）  
 配管・建設機材事業…………… 配管機材（鋼管用継手、ステンレス管用継手等）  
 その他…………… 熱産業機器（電熱線、工業炉等）  
 EMC製品（電波暗室、電波吸収体等）

#### (7) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

（国内営業拠点）

本社（東京都千代田区）、札幌営業所（北海道札幌市）、仙台営業所（宮城県仙台市）、神奈川営業所（神奈川県厚木市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、大阪営業所（大阪府大阪市）、広島営業所（広島県広島市）、福岡営業所（福岡県福岡市）

（国内生産拠点）

柏崎事業所（新潟県柏崎市）、熊谷事業所（埼玉県熊谷市）

#### (8) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

##### ① 当社の従業員の状況

当事業年度末 従業員数	前事業年度末 増減	平均年齢	平均勤続年数
名 1,137	名 減 17	歳 42.9	年 19.2

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,500
日本生命保険相互会社	1,460
株式会社第四北越銀行	950

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,052,129株
- (3) 株主数 1名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
リケンNPR株式会社	10,052 千株	100.00 %

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前川 泰 則	CEO (最高経営責任者)、COO (最高執行責任者)、リケンNPR株式会社代表取締役会長兼CEO
取締役	坂 場 秀 博	取締役常務執行役員、CIO (最高情報責任者)、CISO (最高情報セキュリティ責任者)、リケンNPR株式会社取締役
取締役	滝 澤 昭 義	取締役常務執行役員
監査役	渡 辺 孝 栄	リケンNPR株式会社取締役監査等委員
監査役	本 多 修	※1 株式会社栗本鐵工所社外監査役 リケンNPR株式会社取締役社外監査等委員

※1. 株式会社栗本鐵工所と当社との間には特別の関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 66百万円
- ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 -百万円
- ③ 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 66百万円

(注) 当該金額について、当社の監査役は、会計監査人から監査計画 (監査方針、監査項目、監査予定時間等) の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確

認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査役は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

事業報告に係る附属明細書  
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 会社役員の重要な兼職の状況の明細

事業報告に記載のとおりであります。

2. 第三者との間の取引であって、当該株式会社と会社役員または支配株主との利益が相反するものの明細

該当事項はありません。

# 第 101 期 計 算 書 類

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

株式会社 リケン

貸借対照表  
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,370	流動負債	10,634
現金及び預金	3,051	支払手形	0
受取手形	3,256	買掛金	3,664
売掛金	12,284	電子記録債権	1,837
商品及び製品	4,105	関係会社預り金	1,550
原材料及び貯蔵品	1,047	リース債権	102
仕掛品	1,836	未払金	550
前払費用	179	未払費用	861
関係会社短期貸付金	200	未払法人税等	309
その他の	1,408	預り金	148
固定資産	53,948	賞与引当金	1,041
有形固定資産	12,050	設備関係支払手形	489
建物	5,646	その他の	77
構築物	662	固定負債	8,623
機械及び装置	2,862	長期借入金	8,050
車両運搬具	14	リース債権	284
工具、器具及び備品	419	環境対策引当金	9
土地	1,240	繰延税金負債	236
リース資産	436	その他の	43
建設仮勘定	768	負債合計	19,258
無形固定資産	1,100	純資産の部	
借地権	30	株主資本	57,003
ソフトウェア	194	資本金	8,627
ソフトウェア仮勘定	16	資本剰余金	6,658
リース資産	843	資本準備金	6,658
その他の	16	利益剰余金	41,717
投資その他の資産	40,796	利益準備金	1,457
投資有価証券	15,738	その他利益剰余金	40,259
関係会社株式	17,651	配当引当積立金	4,000
関係会社出資金	4,925	海外事業積立金	10,000
関係会社長期貸付金	500	圧縮記帳積立金	8
前払年金費用	1,657	買換資産圧縮積立金	25
その他の	327	別途積立金	5,500
貸倒引当金	△3	繰越利益剰余金	20,725
資産合計	81,318	評価・換算差額等	5,056
		その他有価証券評価差額金	5,096
		繰延ヘッジ損益	△40
		純資産合計	62,060
		負債及び純資産合計	81,318

## 損益計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	54,181
売上原価	42,194
売上総利益	11,986
販売費及び一般管理費	9,568
営業利益	2,417
営業外収益	
受取利息	32
受取配当金	5,009
生命保険配当金	98
貸倒引当金戻入益	18
その他	161
営業外費用	
支払利息	123
為替差損	72
その他	127
経常利益	7,413
特別利益	
固定資産売却益	37
投資有価証券売却益	86
株式報酬受入益	82
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	368
減損損失	67
関係株式評価損	71
税引前当期純利益	7,111
法人税、住民税及び事業税	902
法人税等調整額	△95
当期純利益	6,303

株主資本等変動計算書  
(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	剰余金						利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金							
				配当引当積立金	海外事業積立金	圧縮記帳積立金	買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	8,627	6,658	6,658	1,457	4,000	10,000	9	30	5,500	16,615	37,613	52,899
当 期 変 動 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当										△2,200	△2,200	△2,200
当期純利益										6,303	6,303	6,303
圧縮記帳積立金の取崩							△0			0	-	-
買換資産圧縮積立金の取崩								△5		5	-	-
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△0	△5	-	4,109	4,103	4,103
当 期 末 残 高	8,627	6,658	6,658	1,457	4,000	10,000	8	25	5,500	20,725	41,717	57,003

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	6,287	△103	6,183	59,082
当 期 変 動 額	-	-	-	-
剰余金の配当				△2,200
当期純利益				6,303
圧縮記帳積立金の取崩				-
買換資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△1,190	63	△1,126	△1,126
当期変動額合計	△1,190	63	△1,126	2,977
当 期 末 残 高	5,096	△40	5,056	62,060

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式等及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) デリバティブ……………時価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、財務内容評価法により計上しております。

賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。年金資産見込額が

退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には、当該差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分等に係る支出に備えるため、合理的に見積ることができる支出見込額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主として自動車・産業機械部品の製造・販売を行っております。当該商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

#### 5. ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建営業債権

ヘッジ方針……………デリバティブ取引についての基本方針は経営会議で決定され、取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規定を設け、為替変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を利用することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法……………実需に基づく債権又は債務を対象に必要な応じて社内管理規定に基づくリスク管理を実施し、有効性の評価を行っております。

#### 6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### （会計方針の変更に関する注記）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経

過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当事業年度の計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金負債（純額） 236 百万円  
繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産 3,001 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来加算一時差異の解消スケジュール考慮後の将来減算一時差異に対して、将来の課税所得を見積った上で、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは当社の事業計画を基礎としており、合理的に実現可能性を判断しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画の策定に用いた主要な仮定は、一定の事業環境等を前提とした販売予定数量及び原材料予定価格であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業環境等の変化により、主要な仮定である販売予定数量及び原材料予定価格に重要な変更が生じ、課税所得の見積額が減少した場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 67,026 百万円  
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）  
短期金銭債権 5,660 百万円  
短期金銭債務 2,092 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
売上高 16,010 百万円  
仕入高 19,436 百万円  
販売費及び一般管理費 217 百万円  
営業取引以外の取引による取引高 4,904 百万円

2. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額（百万円）
自動車部品製造設備	機械装置	新潟県柏崎市	61
自動車部品製造設備	工具	新潟県柏崎市	6
合計			67

(経緯)

自動車部品製造設備については、当社において、収益性の低下等により「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損の兆候が認められたことから、減損損失を認識しました。

(グルーピングの方法)

自動車部品製造設備については、当該製造を行う管理上の区分を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてグルーピングしております。将来の使用見込みがない遊休資産については、管理会計上の区分を基本とした個々の資産単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、土地、建物については不動産鑑定評価額等に基づき評価し、その他については備忘価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	10,052,129	-	-	10,052,129

2. 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	効力基準日	効力発生日
2024年12月19日 臨時株主総会	普通株式	2,200	218.85	2024年 9月30日	2024年 12月26日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、減価償却等であり、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は962百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、退職給付信託設定益等であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込一時差異等については、従来の30.46%から31.36%に變動いたします。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については原則として短期的な預金等とし、また、資金調達については主に銀行等の金融機関借入による方針です。デリバティブは、売掛金等の為替変動リスクを回避するため

に利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。投資有価証券である株式につきましては、市場価格の変動をモニタリングしています。営業債務である支払手形及び買掛金につきましては、その支払期日は1年以内がほとんどであります。

長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資及びM&Aに係る資金調達です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表価額22,479百万円）は、(1)投資有価証券に含まれておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、関係会社短期貸付金、支払手形、買掛金、関係会社預り金、未払金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券			
関係会社株式	203	31,197	30,993
その他有価証券	15,632	15,632	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金含む）	(8,050)	(7,844)	△205
(3) デリバティブ取引 (*2)	(57)	(57)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金 額（百 万円）	科目	期末残 高（百 万円）
			役員等の 兼務等	事実上の関係				
親会社	リケン NPR(株)	被所有 直接 100.0%	有	経営指導 貸金の貸借	経営指導料	780	—	—
					資金の貸借 (注2)	—	関係会社 預り金	1,550
					利息の受取	3	未収利息	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料については、事業内容を勘案し双方協議の上合理的に決定しております。

2. 資金取引はキャッシュマネジメントシステムによるものであります。なお、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金 額（百 万円）	科目	期末残 高（百 万円）
			役員等の 兼務等	事実上の関係				
子会社	(株)リケン キャストック	所有 直接 100.0%	有	自動車用鋳造 部品等の製造 委託	当社製品の 製造委託	6,459	買掛金	628
子会社	日本メッキ工 業(株)	所有 直接 64.5%	有	ピストンリン グの表面処理 加工委託	当社製品の 加工委託	1,695	買掛金	214
子会社	(株)リケン EP	所有 直接 100.0%	有	樹脂製品の加 工委託	当社製品の 加工委託	1,992	買掛金	184
子会社	リケンオブ アメリカ社	所有 直接 100.0%	有	当社製品の米 国地区の販売	当社製品の 販売委託	5,461	売掛金	1,459
子会社	ユーロリケン 社	所有 直接 100.0%	有	当社製品の欧 州地区の販売	当社製品の 販売委託	2,384	売掛金	750

(注) 1. 製品の販売及び購入について、価格等の取引条件は市場の実勢価格等を参考にして  
価格交渉の上で決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載  
のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 6,173円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 627円12銭   |

# 第 101 期 計算書類に係る附属明細書

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

株式会社リケン

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却 累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	22,328	160	181 (-)	22,306	16,660	422	5,646
	構築物	3,208	48	12 (-)	3,244	2,582	74	662
	機械及び装置	45,669	3,829	4,988 (61)	44,509	41,647	997	2,862
	車両運搬具	190	1	19 (-)	173	159	8	14
	工具、器具及び 備品	6,414	286	458 (6)	6,242	5,823	203	419
	土地	1,238	2	- (-)	1,240	-	-	1,240
	リース資産	472	124	6	590	153	58	436
	建設仮勘定	396	1,603	1,232	768	-	-	768
	有形固定資産計	79,918	6,057	6,898 (67)	79,077	67,026	1,763	12,050
無形 固定 資産	借地権	30	-	-	30	-	-	30
	ソフトウェア	1,434	84	66	1,452	1,258	98	194
	ソフトウェア仮 勘定	29	51	64	16	-	-	16
	リース資産	4,013	-	-	4,013	3,170	404	843
	その他	34	-	0	34	18	-	16
	無形固定資産計	5,541	136	131	5,546	4,446	503	1,100

(注) 当期減少額の ( ) 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

1. 有形固定資産の主な増加内容は次のとおりであります。

有形リース資産	(増加)	保全関係	(熊谷)	120	百万円
機械及び装置	(増加)	精機部品関係	(熊谷)	112	百万円
機械及び装置	(増加)	精機部品関係	(熊谷)	75	百万円
機械及び装置	(増加)	ピストンリング部品関係	(柏崎)	53	百万円

2. 有形固定資産の主な減少内容は次のとおりであります。

機械及び装置	(減少)	保全関係	(柏崎)	181	百万円
機械及び装置	(減少)	ピストンリング関係	(柏崎)	115	百万円

## 2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	41	－	37	3
賞与引当金	1,040	1,041	1,040	1,041
環境対策引当金	9	－	－	9

## 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
運賃及び荷造費	1,536	
販売手数料	36	
広告宣伝費	20	
役員報酬及び給料手当	1,486	
賞与引当金繰入額	608	
福利厚生費	401	
賃借料	161	
修繕費	216	
租税公課	42	
旅費及び交通費	83	
交際費	19	
通信費	214	
減価償却費	522	
研究開発費	2,202	
雑費	2,015	
合計	9,568	

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社リケン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本道之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉浦野衣

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川慶

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社リケン

監査役 渡辺孝栄 殿

監査役 本多修 殿

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本道之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉浦野衣

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川慶

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

私たち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- 一 監査役が定めた監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制所管部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、特に監査重点項目やインシデント対応等では必要に応じて説明を求め、個別会議等に出席し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- 二 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社リケン

監査役 渡辺 孝栄 ㊟

監査役 本多 修 ㊟

以上